

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、公告文・入札説明書の一部ではありません。
本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

工 事 名	令和7～9年度 高松法務総合庁舎建築改修工事
担当事務所	四国地方整備局 営繕部
工事場所	香川県高松市丸の内1-1
工事種別	建築工事
契約方式	一般競争入札(WTO対象) 総合評価落札方式(技術提案評価型【S型(2テーマ)】) 契約後VE試行・施工体制確認型試行・WLB評価・賃上げ評価
競争参加確認申請書提出期限	令和7年9月25日 午後5時まで
入札書の提出期限	令和7年11月12日 午後2時まで
開札日	令和7年11月17日 午後1時30分
工 期	令和8年3月2日から令和9年10月29日まで(余裕期間:契約締結の翌日から令和8年3月1日まで) <u>余裕期間を設定しています。(別紙参照)</u>
工事内容	本工事は次に掲げる建物の改修工事である。 (庁舎) 建物用途: 事務庁舎 建物構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造 建物規模: 地上8階地下1階建 延べ面積 18,792.55㎡ 工事内容: 庁舎 修繕一式、ファン室 修繕一式、ガバナ室 修繕一式、 囲障 修繕一式、植栽 伐採伐根・新植一式、 電気設備工事 改設一式、機械設備工事 改設一式

競争参加資格要件の概要

等級(ランク)	建築工事 経営事項評価点数が1,200点以上
施工実績	
企 業	平成22年度以降に元請けとして、同種工事1を施工した実績を有すること。 同種工事1とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア)・イ)の要件を満たす建築工事とする。 <u>ア)建物用途:戸建住宅、車庫、倉庫類を除く建物用途であること</u> <u>イ)工事内容:改修工事(外部建具改修工事又は外壁改修工事を含む)、新築工事又は増築工事</u>
配置予定技術者	平成22年度以降に元請けの技術者として、同種工事2の経験を有する者であること。 同種工事2とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のウ)・エ)の要件を満たす建築工事とする。 <u>ウ)建物用途:戸建住宅、車庫、倉庫類を除く建物用途であること</u> <u>エ)工事内容:改修工事(工事の内容は問わない)、新築工事又は増築工事</u>
配置予定技術者資格	1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

1. 工事の概要

本工事は、高松法務総合庁舎の改修を行うものである。

(1) 主な工事内容

1) 庁舎	修繕一式
2) ファン室	修繕一式
3) ガバナ室	修繕一式
4) 囲障	修繕一式
5) 植栽	伐採伐根・新植一式
6) 電気設備工事	改設一式
7) 機械設備工事	改設一式

(2) 施工条件

・現場説明書及び図面を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

平成29年1月以降公告の工事より一般管理費率等を引き上げる改定を行っています。

本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用い、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

現場実態を反映させた施工条件による共通費(共通仮設費、現場管理費の積み上げ分)の積算を行っています。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。

<https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/business/svorui.html>

(4) 余裕期間の設定

工事の始期前の余裕期間内(本工事では、令和8年3月1日までとする。)は、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。また、その期間、現場代理人の常駐義務はありません。

なお、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができますが、この余裕期間内は、工事に着手すること、資材の搬入、仮設物の設置等を行うことはできません。

(5) 入札時積算数量活用方式の適用

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

(6) 専任補助者の配置(試行)

若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する「専任補助者」を配置できます。

専任補助者を配置する場合、専任補助者は落札決定後に配置した主任技術者又は監理技術者から選定するものとし、新たに配置する主任技術者又は監理技術者は、1級建築施工管理技術者または同等以上の者であることとし、それぞれ受発注者間の協議によって決定します。

3. その他

近年、下記のような欠格(無効)事例がありました。

競争参加資格確認申請書を提出する前に再度の確認をお願いします。

施工実績及び施工経験の工事内容が添付書類で確認出来ない。

配置予定技術者の工事への従事状況が添付書類で確認出来ない。

配置予定技術者の監理技術者資格者証の有効期限が切れていた。

工事費内訳書の一部金額未記入。提出業者名が未記入。

四国地方整備局営繕部のHP上で入札説明書の読み方を次のURLにて掲載していますので、参考としてください。

<https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/file/business/vomikata.pdf>

余裕期間（発注者指定方式）について（参考）

別紙2

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事です。

余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しません。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができます。

（但し、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手は行うことは出来ません。）

